

島根県ICT総合戦略策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 「島根県地域情報化戦略」、「島根県行政情報化推進指針」及び「島根県官民データ活用推進計画」の3つの計画を統合し、情報通信技術（ICT）の利活用等を推進する新たな計画の策定を目的として、島根県ICT総合戦略策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、ICTに関し専門的知識を有する者、利活用関係者、行政関係者等で、知事が委嘱をした者をもって構成する。

2 委員の任期は、就任日から令和4年3月31日までとする。ただし、任期途中において委員の交代があった場合の後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長等)

第3条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席を得て開くものとする。

3 会議は、出席委員の過半数の同意を得て非公開とすることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、必要に応じて本会議を持ち回りにより開催することができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係ある者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、島根県地域振興部情報政策課が処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以降最初に開かれ委員会の会議は、第4条第1項の規定に関わらず、知事が召集するものとする。